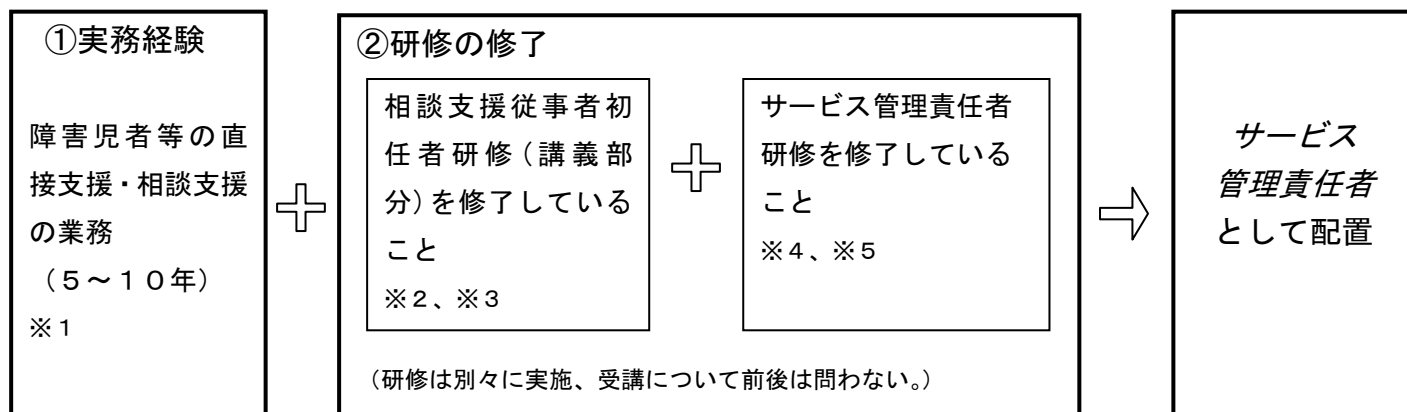


サービス管理責任者の要件



大阪府は、サービス管理責任者の実経験年数について、「サービス管理責任者の資格要件弾力化特区」の認定を受けており、厚生労働省告示に定める経験年数を満たす者を配置することが困難な場合には、5年以上を3年以上に、10年以上を5年以上に緩和される。

●新規に事業を開始する場合
平成 31 年 3 月 31 日までの間は、①の実務経験の要件を満たすものについては、②の研修を修了しているものとみなす。(経過措置は平成 31 年 3 月 31 日をもって終了。)

●やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合
1 年間は①の実務経験の要件を満たすものについては、②の研修を修了しているものとみなす。

●多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合
「サービス管理責任者研修」のうち、該当事業に係るすべての分野を修了することが必要。ただし、事業開始後 3 年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る分野の研修を事業開始後 1 年までに修了していればよいこととする (ただし、事業開始後 1 年間の猶予については、平成 31 年 3 月 31 日をもって終了)。

※平成 31 年 4 月 1 日以降は、新規事業所または既存事業所にかかわらず、原則として研修修了済みであるサービス管理責任者の配置が必須となります。

※ 1 実務経験の年数及び種類については、別表参照。

※ 2 相談支援従事者初任者研修(講義部分)とは、大阪府においては同研修のカリキュラム全 5 日間のうち、講義部分の 2 日間の部分をいう。

※ 3 平成 17 年度までの「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成 21 年 3 月までに相談支援従事者初任者研修(1 日)を受講した場合、「相談支援従事者初任者研修」を修了したものとみなす。

※ 4 該当するサービスの分野のサービス管理責任者研修を受講すること。

研修の分野	障害福祉サービスの種類
介護	療養介護、生活介護
地域生活(身体)	自立訓練(機能訓練)
地域生活(知的・精神)	自立訓練(生活訓練)、自立生活援助、共同生活援助
就労	就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援

※ 5 多機能型事業所において、複数のサービスのサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」の分野別研修を、該当するサービスの分野ごとに修了する必要がある。ただし、サービス管理責任者就任後 3 年間は、少なくとも 1 種類のサービスにかかる研修を修了していればよい。

別表

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 次に示す第 1 号及び第 2 号の期間が通算して 5 年以上であること
- ② 第 3 号の期間が通算して 10 年以上であること
- ③ 第 1 号から第 3 号までの期間が通算して 3 年以上かつ第 4 号の期間が通算して 3 年以上であること

1 号	次のアからキに掲げる者が、 <u>相談支援の業務</u> （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間	第 2 号と通算して 5 年以上
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	
イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
オ	特別支援学校の従業者	
カ	病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、第 4 号に掲げる資格を有している者並びに第 1 号のアからオ及びキに掲げる従業者の期間が 1 年以上の者に限る。）	
キ	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	
2 号	次のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、 <u>直接支援の業務</u> （身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間	第 1 号と通算して 5 年以上
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係る従業者	
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者	
ウ	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	
エ	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者	
オ	特別支援学校の従業者	
カ	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	
3 号	第 2 号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 <u>直接支援の業務</u> に従事した期間	10 年以上
4 号	第 1 号から第 3 号までの期間が通算して 3 年以上あり かつ 次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	3 年以上

※ 大阪府は、構造改革特別区域法に基づく「サービス管理責任者の資格要件弾力化特区」の認定を受けたことから、サービス管理責任者の要件として厚生労働省告示に定める経験年数を満たす者を配置することが困難な場合には、通算 5 年以上と規定されているものについては 3 年以上に、通算 10 年以上と規定されているものについては 5 年以上に緩和します。

※ ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとします。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言います。

(平成 30 年 4 月以降)

- ※ 本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）」における実務経験を見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等については各指定担当部局にご確認下さい。
- ※ 国家資格等による業務に 5 年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8 年以上の実務経験ではなく、5 年以上の実務経験で良いことになる。(H18. 6. 23 サビ管 Q&A を準用)
- ※ 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所のほかに、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18. 11. 2 Q&A)
- ※ サービス管理責任者の実務経験について、それぞれ配置される時点で満たしておればよく、研修受講時に満たしている必要はない。(H18. 11. 2 Q&A)
- ※ 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて 5 年の経験があればよく、改めて 5 年間の実務経験が必要ということではない。(H18. 8. 24 主管課長会議)